

第四十六回 参議院石炭対策特別委員会會議録第四号

(三〇二)

昭和三十九年四月二日(木曜日)
午後一時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 岸田 幸雄君
理事 小宮市太郎君
委員 大竹平八郎君
江藤 智君
川上 為治君
亀井 光君
二木 謙吾君
松平 勇雄君
吉武 恵市君
阿具根 登君
阿部 竹松君
大河原 次君
鈴木 一弘君
田畑 金光君

委員

国務大臣

通商産業大臣 福田 一君

政府委員

通商産業省 新井 眞一君
石炭局長
通商産業省 川原 英之君
鉱山保安局長
事務局側 小田橋貞壽君
常任委員会
専門員 佐伯 博蔵君
説明員 通商産業省鉱山保安局石炭課長

説明員

通商産業省 佐伯 博蔵君
保安局石炭課長

本日の會議に付した案件

○理事の辭任及び補欠互選の件

○當面の石炭対策樹立に關する調査(高松炭鉱のガス爆発に關する件)

○石炭 鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岸田幸雄君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打合会の協議事項について御報告いたします。本日は、亀井光君から理事辭任の申し出がございましたが、その件を議題とし、次に、高松炭鉱ガス爆発の災害の実情を聴取し、そのあと、過日提案理由の説明を聴取いたしました。石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案の審査を行なうこととなりましたから、御了承願います。

○委員長(岸田幸雄君) では、理事の辭任及び補欠互選の件を議題といたします。

亀井光君より都合により理事を辭任いたしました旨の申し出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり」〕

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選を行なうと存じます。互選は、投票の方法によらないで、委員長にその

指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり」〕

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、理事に小宮市太郎君を指名いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 次に、高松炭鉱ガス爆発について通産省当局の説明を求めます。福田通商産業大臣。

○国務大臣(福田一君) このたび日本炭鉱高松炭鉱第二坑におきまして、三月三十日ガス爆発が発生し、八名の死亡者、一名の重傷者を出しましたことは、まことに遺憾に存する次第であります。今後はさらに監督を厳重にいたし、再びかようなことのないよう、重ねて努力をいたしてまいるのであります。

事故の詳細につきましては、鉱山保安局長より御報告いたさせていただきますが、ここに一言遺憾の意を表する次第でございます。

○政府委員(川原英之君) 高松炭鉱のガス爆発災害について御報告いたします。

このたびこのような事故が起こりましたことを、まことに遺憾に存じております。お手元にただいままでわかっておりますガス爆発災害についての資料をお配りしてございますので、これによりまして御説明いたしたいと思っております。

まず、災害の起こりました鉱山は、

福岡県遠賀郡水巻町日本炭鉱株式会社高松炭鉱第二坑でございます。発生の日付は、先ほど大臣より申し上げましたように、昭和三十九年三月三十日十時二十分でございます。発生いたしました箇所は、二坑の第二中卸巻き場のぼり第四号のぼりでございます。罹災者は、死者八名、重傷一名、計九名でございます。高松炭鉱の第二坑は、現在在職四百四十名でございます。一月におおよそ五千トンの炭を出しておる炭坑でございます。

当坑は撤収作業に入っておる炭坑でございます。撤収作業に伴う残炭の採掘をやっております甲種炭鉱でございますが、発生した箇所は、その中で第二中卸巻き場付近の残炭を中割れ方式のぼり掘進によって採炭いたしておりました。のぼり掘進は十メートルの広幅掘進でございます。災害当日、当該箇所が就業しておりました鉱員八名が七時に入坑いたしておりますが、その後坑内を巡視いたしておりました係員が異常な圧風を感じまして現場に参りましたところ、片盤坑道において罹災死亡いたしましたお一人を発見、収容し、他の七名は、そのときは行くえ不明であつたわけでありまして、直ちにその後七名についての救助を行ないました。捜索を行ないました結果、爆発の現場におきまして残りの方の死体を発見いたしました。その日の七時ころ、その遺体を収容いたしましたのでございます。

なお、もう少し詳しく申し上げますと、災害現場は五尺層の残炭採掘を行なつておる箇所でございますが、撤収を兼ねました採炭作業は請負業者によつて実施をされていたものであります。採炭は、先ほど申し上げましたように、残炭の中割れ方式によるのぼり採炭でございますが、災害箇所にはそのほかに一、二、三、五の各のぼりのすでに採掘を終わりました箇所がございます。災害の発生いたしました四のぼりは、三のぼりと五のぼりの間に設けられました約十メートルの広幅掘進の場所でありまして、二方の採炭を行なつておる箇所でございます。災害時までに約三十六メートル程度進行いたしておりました。災害当日は八人の従業員がその採炭に従事し、八時ころから作業にいたしましたのでございます。先ほど申し上げましたように、係員が風圧を感じまして現場に参りましたところ、一名の死体を発見、直ちに収容いたしますと同時に、残りの七名につきまして、七時ころ遺体を収容いたしました次第であります。

また、そのほかに、災害発生直後現場に参りました副保安管理者及びほか一名が、現場に参ります途中でガス中毒を起しまして、一名はごく軽度で休業に至らざるものでございまして、一名はその後入院加療中でございます。

災害箇所でございます四のぼりに対する通気いたしましては、二のぼりの口の手前に、排気風道となつており

を採掘していたものであるという報告を受けております。いま御質問のこまかい炭量その他につきましては、詳細手元にございませんで、御了承いたしたいと思ひます。

○阿具根登君 それは確かに保安炭壁か保安炭柱を取つておるのに相違ないと思ひます。そうすると、そのあとはどういう処置をされておるか。そのあとの鉱害処置についての問題で、またこの法案が出ておりますが、私が某所で聞いた範囲内においては、撤収する場合は、取るだけ取つてしまつて、あとはどうなつてもかまわぬと。柱も何もみな持ち上がつておる炭鉱があるのです。だから、この撤収したあとの水害調査をやつたところが、全然はいれない。あとはどうなつてもかまわぬといふことなんです。だから、これも、保安炭柱か保安炭壁か知りませんが、おそろくそのいすれかだと思ひます。それを取る場合にはどういふ措置をされておるか。取つて、ばらして、逃げてきおるのか、どうしておるのか。

○政府委員(新井眞一君) いまの請負夫でやつておるから、あとの問題、たとえば鉱害、保安につきましてもどうだといふことではございしますが、これはみな同じでございまして、鉱害については当然鉱害の措置をやつてまいります。保安につきましても、保安の面から見た請負夫の使用の制限もございします。保安関係のほうでやはり監督をやつておるわけではございまして、私どものはうはむしろそれとは別個の意味における常用労働者に対する問題等からいたしまして、請負夫の承認をやつておるわけではございしますが、保安関係

その他につきましても保安局でやつておるわけではございします。

○政府委員(川原英之君) その採掘の、保安炭壁を掘りましたあとにつきましても、なお現在詳細に調査をいたしておりますが、通常の保安上の措置をとつておるわけではあります。

○阿部竹松君 関連して。その説明が実になつておらぬです。保安炭柱なり保安炭壁を取つたといふことは、今後の保安を守るためにやつておるわけじゃないのです。坑道を一本掘つたら地盤沈下なんかしたりするために、炭は何メートル残しておかなければならぬといふうちやんと許可が出ておるわけですから、保安局から。それと同時に、ここは何メートル幅で、炭層は一メートルであるとか二メートルであるとか、炭層は幾らで何万トン残しておけといふことなんだが、爆発せぬうちにどれだけ石炭があるといふことはわかつておるはずなんです。いま調査中なんといふことはおかしい。すでに爆発したいううちに、たとえばそれに一本の坑道を掘る、右も左もその坑道が危険だといつて、石炭を残しておく。石炭局長が調査中だといふのは、てんでおかしい。初めから、どれだけの石炭を何メートル残しておくといいことになつておる。

それから、先ほど常用人夫とか臨時だとかおっしゃつておるが、十メートル幅でとにかく三十メートル、四十メートル——今日まで三十六メートル掘つておるというから、完全な採炭です。ばくは福岡保安監督局に行けばわかるのですが、採炭と掘進の区別は、そういうことで区別はしておらない。そういう御答弁でやるから、こう

いう事故も起きるわけです。調査せぬでも、すでにわかつておつて申請してはいるはず。その申請に基づいてやつておるわけだ。将来の保安確保のために保安炭壁があるのだが、この場合には保安確保をする必要がなくなつたから、福岡保安監督局でこれを認め採掘してはいるのです。答弁が逆です。

○政府委員(川原英之君) 地表の陥没につきましても、そのないようになつておる。炭柱を残して採掘してはいると思ひます。

○阿具根登君 どうも資料が少ないし、お互いにこういう状況じゃないだらうかという憶測でもを言つておる。局長の答弁も非常に私が納得するやうな答弁じゃないのですが、いま阿部委員が言つたように、十メートル幅で三十六メートル掘つておつたといふことになる、これは普通の撤収作業とは思えないくらいのもので、いかにかと思ふ。二万採炭でやつておるにしよう。そうすると、その場合は保安設備も十分考へていかなければならぬ。これはしかし、撤収作業だから、おそろく保安設備なんか考へておらないと思ふ。そこにこういう災害が起つたのではなからうか、こう思ふのです。だから、たとえば、残炭整理をやつておつたといふことはわかるけれども、残炭整理はやるにしても、あまりにも大がかりな残炭整理であるし、正式な採炭を行つておると、こゝろから見られないわけ。そうするならば、それに対する保安設備といふものは十分考へておかなければならぬ。だから、ちよつと私は、組夫が掘るやうな採炭じゃないのではなからうか。当

然常用労働者が掘らなければならぬ性質のものじゃないか、こう思ふのです。そこに撤収作業といふことについて私は手ばかりがあつたのではない。ここをひとつ。

もう一つは、ごくわずかなもの、数行しか書いてない資料ですからわかりませんが、もう一つ心配するのは、現場の八名がやられておるが、通行中の係員が圧風を感じて現場に急行した。これは一番危険なことなんです。もちろんそういう行動をとらなければならぬでしようが、その係員がどのくらい装備して行つたらうか。その後の救護隊さえあとでガスでやられておる。圧風で音がした。これはガスだと思ふでしよう、おそろく。それで急行して、あとでガスだつたからその人がやられておるでしよう。その人も組夫であつたかどうか、その係員という人は。だから、どうしても私は保安問題について——その人は幸ひ助かつて、一人死んでおるのを見つけてきた。それは非常に勇ましい行動ではありますけれども、しかし、その次の救護隊でさえも、いま重傷で一名入院しておられる。こゝろでいふことではあれば、圧風を感じて、音を感じて現場に急行したといふことになつておれば、おそろくその人があとでガスでやられておつたら、これは相当な時間を経過しなければならぬ、こゝろでいふ危険性があつたと思ふのです。こゝろでいふ危険性があつたと思ふのです。その人は常用で係員であつたのか、あるいは組夫の係員であつたのか。保安職員の資格を持っておられたのかどうか。その点、ひとつお聞きしておきます。

○政府委員(新井眞一君) 前段の点で

ございしますが、石炭局のほうで、請負夫を使うときの規制をいたしまして、合理化法でやつておられます考へ方と、それから請負夫を使ひましてやる場合の保安のあり方なり保安の監督なり、これは別個でございまして、私のほうは請負夫の規制につきましては、常用労働者との関連でものを考へてやつておるというところでございします。したがうして、いろいろごたごた申し上げましたけれども、そのあと、御承知のように、鉱山保安法におきまして、やはり二十三条の二において、「使用人以外の者を従事させることに伴ひ保安のため講ずべき措置を定め」ましていろいろやつておるわけではございします。その面では、鉱害といひ、保安といひ、同じように考へて監督をやつておるというところを申し上げたわけではございします。

○政府委員(川原英之君) ただいま阿具根先生から御指摘のございました点は、組夫でございまして、組夫で資格を持っておる係員である、かように報告を受けております。その最初に現地に参りました係員は、装備なしで行つた模様でございします。

○阿具根登君 三池の大災害のときに、通産大臣は、全員装備するだけのマスクその他を準備してやるということに言われておつたし、甲種炭鉱でございしますから、当然その準備はあつたと思ひますが、これは撤収作業なるがゆゑにそういう準備をしておらなかつたといへば、私が最初から質問しておるその点に戻つてくるわけなんです。そうすると、この撤収作業をやつておるところは、塵埃じゃないのだから、まだ人間が入つておるのだから、

これは甲種炭鉱のはずなんです。それにそういう設備ができておったか、できておらなかったか、その点をひとつ。

○政府委員(川原英之君) この高松二坑におきましては六十五個、一酸化炭素マスクを設置してございまして、今回参りました中で三個だけ使用しておるといふことでございます。

○小宮市太郎君 関連。原因は調査中というところで、いま阿具根委員から聞いたように、何かこうはつきりしないわけなんです。新聞の報道によりまして、現場に小坂署長が急行している。ところが、その原因について若干の発表をしておるわけですね。それによると、ガス爆発の原因は、電気大型ドリルがあるのですね、そのドリルのスパークが坑内にたまっておるガスに引火したのだらう。またつけ加えて、二十九日は日曜日、公休日だったから、扇風機をとめておったのですね。それで、三十日の朝これを急に、入坑と同時に扇風機を回したから、そのガスと空気の混合ガスができて、ちょうど爆発するような都合のいいようなことがうなづいて、スパークで爆発した、こういう発表を新聞でやっているように思うのです。これ事実であるとする、どうも、いまおっしゃったように、なかなかいまこの撤収をしようという炭鉱についての保安が非常にお留守でなかったか、手抜きが多かったのではないかと気がするのですが、いかがでしょう。

○政府委員(川原英之君) ただいま小宮先生から御指摘のございましたことにつきましましては、新聞にはそのように出た新聞があったようにございます。

ただ、具体的には、現在まだ鉱山監督局長自身が坑内に入りまして種々調査をいたしている次第でございますが、いろいろの原因が考えられるのではないかと、いかにこのことをたぐいまれい報告を受けております。

なお、この現場につきましては、入坑三時間前のガス検定はいたしておりますが、これは比較的少ない量の記録になっておまして、そのほかにもいろいろ理由でガスが押し出してきたか、それからさらにいまお話のございましたオーガーの修理をどういふふうに行っているかというところにつきましても、いろいろ現地において事情を聴取いたしておりますけれども、そういういろいろな原因をいま鉱山監督局長みずから推定をいたすと同時に、その一つ一つにつきまして現地の調査を進めている次第でございます。具体的な正式なものはいましばらく時間をいただきたいと思っております。

○小宮市太郎君 一部の新聞にはそういうふうに出ておったということですが、けれども、その新聞を一〇〇%信用したというのではなくて、とにかくガスの報告でも確認ができるわけですね。その中で、とにかく入坑するときはガス検定しなければいけません。これは何と云っても、第一はそのガス検定をするというのが、これは条件だとして、その新聞の報道にはガス検定をしていなかったと云うのだと、こうはつきり書いてある。だから、その爆発が起きたんだと、こう思うのです。だから、いま阿具根委員の言っているようなマスクの点もほとんど整備はして

ないし、ガス検定さえも入坑時にやっていないという事実があるとするなら、これはしろうとが考えても、全く保安については、まあ炭は掘ればいいのじゃないか、あとはつづすんだからと、こういう安易な、まあ実に人間の命を尊重されない、もってのほかのやり方ではないかというふうに私は考えるのですが、どうでしょう。

○政府委員(川原英之君) ただいま小宮先生からいろいろ御指摘を受けてましまして、われわれもなお十分に検討をいたしたいと存じますが、このガス検定の問題につきましては、災害は月曜日の朝でございまして、甲方と乙方とございまして、甲方のほうの係員は確かに、他の箇所の監督をやっております。その現場に回ってくる前だったようであります。また、その前のほうの乙方で記録をいたしましたものは、四〇・四〇という数字となっております。これは入坑三時間前のガス検定はやっております。その状態で、おそらくその次の甲方のガス検定を、来る直前に、来る前であったと思っておりますが、そのガスがどういふふうな理由で、まさしく小宮先生の御指摘になりましたように、ガス爆発であります。そのガスが三時間後に急にそういう状態になっておったかどうかというところにつきましては、現場のいろいろ状況やその他を現在詳しく調べておる最中でございます。

○阿具根登君 いま小宮委員からのガス検定のお話も出ましたが、これだけの石炭を掘るならば、保安日誌はつくってあったでしょうね。保安日誌を押ししましたか。保安日誌に、これは甲種炭鉱だから、当然ガスは毎日のや

つを検定しておかなければならぬはずですね。しかも係員が、いま言われたところでは、組夫である。これはわずかの残炭を後退しながら整理してくるというところは、これは考えられぬわけでもないのだけれども、そういうやり方ではなくて、相当大がかりな採炭をやられた。ところが、これは撤収炭鉱だから、保安を非常にないがしろにされておった、こうしか見えないわけなんです。ところが、保安炭壁にしる、炭壁を掘っていくということになれば、これは相当の問題なんです。撤収する途中において残炭を整理するといふことはありましよう。しかし、撤収する途中においてじゃなくて、撤収するから残しておるやつを商品として掘り出しておるわけなんです。撤収するための残炭整理じゃないのです。撤収に伴って残しておるやつは少しも掘り出してしまえという、これは生産なんです。そこが考え方が違うのです。私らと。撤収のための退却の途中の残炭整理とかなんぞというのならわかる。それだけ、十メートル幅で三十六メートルも掘っても、まだ掘らなければいけません。採炭二万入れているとするなら、当然それは常用労働者でやると、あとは撤収を組夫にまかした、これならわかるのです。これはそうじゃないのです。それは保安局は、ただ単なる撤収作業だという考え方で、組夫に生産をさせておったということに大きな問題があるし、石炭局長もそのとおりですね。閉山を求めて撤収させるならば、どのくらい残炭があつてどうするのだというところはわかっておるはずなんです。それをこういふように正式に採炭をやっておるなら、これは

組夫がやるべきものじゃないです。それを混同されておるから、通常撤収作業ならば、新しく坑道を掘るとか新しく石炭を掘るといふことではないから、これ以上ガスは出てくる心配はまずない。だから、五馬力くらいの扇風機でビニール管で私は浄化されておったと思うのです。採炭をこれだけ続けらるならば、それでよかったらうか、あるいは日曜日で扇風機をとめておったのが、それがいいかどうか、こういう点から非常に疑問が大きいわけなんです。

だから、保安日誌はどうであつたのか、それから組夫の係員の方が、これはおそろしく炭鉱の離職者だらうと私は思うのですが、保安係員の資格を持つておられたということですから。そういう点について、もうすでに調べがついておたら、知らしていただきたいと思っております。

○政府委員(川原英之君) 保安日誌は現在監督局で押収しております。その保安日誌によりますと、ガスの検定でございまして、日曜日の甲方、乙方のガス検定の結果が記録されております。甲方の記録によりますと、二度と〇・四〇でございます。乙方の記録によりますと、〇・四〇、〇・四〇となっております。この限りにおいては、一応保安日誌に記録は残っております。でございます。

○阿具根登君 石炭局長、いまの撤収に対する考え方。

○政府委員(新井眞一君) いまの撤収の場合の採炭の量と、それから請負夫の承認の問題でございますが、先ほど申しましたように、大臣の承認でございます。通産局長に権限を

委任してやらしております。いまお示しの点は私も十分考えなきやならぬ点かと思ひます。現在、日炭の事件につきましても、先ほど申し上げたような考え方で通産局長で承認やつておられますけれども、こういうふうな事態になつておられますので、それがいいかどうか、御趣旨の線に沿ひまして実情を見て、私ももうそういう御趣旨のような方向で請負夫の使用につきましても処理をやつてまいりたいと、こう考えております。

○阿部竹松君 保安局長、十時二十分というのには正確にはわからぬわけでしょう。爆風を受けて某係員が感知した時間ですか。

○政府委員(川原英之君) さようでございます。

○阿部竹松君 十時二十分というのは正確にわからぬというのは、あなたのおっしゃる三時間前というのは何をさしてガス検定したかわかりませんが、その作業にかかるとき必ず当該係員にガス検定して作業させなければならぬという保安規則なり保安規則がある。そうすると、その六時ごろ保安係員が入つておつたのですか。あなたの答弁からいくとそういうことになる。しかし、私はそうでなかつたかと思うのですが、このまあ推定時間ですから、その間食い違つてゐるのじやなかつたかと思うのですが。

それと、もう一つ、私も撤収というところは、その坑道が要らなくなつた、切り羽がなくなつたことによつてあの坑道が必要でなくなつたから、そこにいままで施設してあつた軌道を撤収する、膨大な金ワクを撤収する、あるいは崩落をさせてガスがたまらな

いような方法をする、こういうことは一般通念上の、これは九州も北海道も同じですが、撤収作業というのです。したがつて、二方採炭でやるのは、これはとても石炭局長のおっしゃるような撤収作業のうちに入つておられるのですが、いつから通産省がそういう新解釈を使用したかわかりぬけれども、これはふに落ちない。

もう一つお尋ねしたいことは、これは何という組で、正規の資格を持った保安係員というのはこの組におるのですか。

○政府委員(川原英之君) ただいま阿部先生御指摘のごとき、十時二十分と書いてございますのは、その圧風を感じた時間でございます。

なお、私少し先ほどの答弁が正確を欠きました。この三時間前と申しましたのは、八時に甲方が入坑したしておりますので、その前の乙方で測定をいたしましたものが三時間前ということでございます。それで、なお甲方の係員の測定がその事前になされていなかったというところにしましては、先ほども申し上げましたように、その現場につきましても測定が甲方についてなされておらなかったということ、は、そのとおりであると報告を受けておりますが、この点につきまして、なお具体的な事情を現在聴取いたしておる次第であります。

なお、請負業者は千代田鉱業という請負業者でございます。係員につきましても、すべて係員の資格を持ったものがその任についておるといふ報告を受けたのです。

○阿部竹松君 私はこの罹災者を出した組は何という名称か知りませんけれども、その組に保安の有資格者がおるかどうかというところをお尋ねしておるのです。それが保安局でおわかりにならぬということであれば、これはきようはよろしいですが、しかし、保安局長、あなたの御答弁、あなたを別に追及する意味でなしに、一番方は七時か八時に入坑すると、晩の四時か五時に出てしまふわけでしょう。労働基準法によつて、そんな十時間も十二時間も働かぬわけですから。そうすると、甲方、乙方でもけつこうですが、一番方、二番方でもけつこうですが、三時、四時に入坑するわけですが、午後の十二時近いときに昇坑してしまふわけでしょう。そうすると、とてもあなたのおっしゃる三時間前であるか、あるいは午前三時かとは別として、そのころ係員が残つてゐる筋合いのものにじやないのです。当然保安監視といつて別に午前零時ごろ入る人がおれば別ですけれども、いかなるように情勢分析をわれわれが推理をしたとしても、とてもあなたの答弁どおりにはならないわけだ。一方が十二時間ずつ入つておれば、あなたの御答弁が成り立つ。しかし、そんなに働いておる炭鉱はありませんよ。日炭高松も労働強化があるやうですけれども、といつて十時間も十二時間も入つていない。そうすると、係員がぼつんとそこにおつたかという、ぼくはその点どうもふしぎでたまらぬわけ。決してあなたを間違ひであるからという指摘をして申し上げてゐるのではないので、どうもいつも炭鉱爆発のたびに明確な災害の原因といふのが明らかにされてゐないから、将来のためにお尋ねしておきたいわけ

○政府委員(川原英之君) 前日は公休日でございますために、検定の当該係員を公休日には特に配置をしてあるという報告でございます。

○小宮市太郎君 どうも、私は資料がないから質問するのはやめたのですけれども、八時に入坑したのでしょう。その前、三時間前に検定したという。公休日で扇風機もとまつてゐるんですよ。とまつていたというのです。入坑と同時にその扇風機を回し始めた、私の聞いてゐるところでは。そこで、入坑時に検定をしないものだから、空気の混合ガスができて爆発する状況ができていた、こういうふうに聞いておりますが、おっしゃるとおりないうと、公休日で扇風機を回してゐないのに、係員がぼつんと三時間前に、四時か五時に入つて検定するので、どうもその点わかりませんが、あなたの責任だかなんか、どっちか知りませんが、はつきりそのところをはしていただきたいと思つておる。

○政府委員(川原英之君) ガス検定をいたしましたときには、扇風機を回して検定をいたしました存じます。その後また扇風機をずっと動かし続けていたか、そうでないかということにつきましては、なお調査中でございますが、そういうふうな形で、保安日誌によりまして、乙方の検定係員が検定をしたという記録になつておるわけでございます。

○小宮市太郎君 私は専門家ではないから、こまかいところまで聞きませんが、けれども、三時間前に扇風機を回して検定やつた、ところがそのときには〇、四％しかなかったというのでしょうか。

そうすると、検定やつたら、ずっともう扇風機とめたか続けておつたかわかりませんが、いままのお話では、ところが、私の聞いてゐるところでは、扇風機とめておつた、こう聞いてゐるわけ。だから、そういうガスがたまつていたのだと、三時間のうちにそういう危険なガスがたまつてゐる状況の炭鉱であつたというようにしか考えられないわけ。あまり推理がきびしいとは思ひますけれども、その点、私も私にはわかりませんが、その点、明確にもう少ししていただきたいと思ひます。

○政府委員(川原英之君) ただいま小宮先生から御指摘のございました、急にガスが出るものかどうかという点につきましても、鉱山監督局におきましてもやはり同じような疑念を持つておりました。現在長時間扇風機をとめて、どのくらいガスが鉱内に停滞するの、かという試験を現在やつておる次第でございます。この試験の結果によりましてその辺の推定をつけた、かように報告してまいつております。

○小宮市太郎君 一つだけ明確にしておきたいんですが、八時、一番方といひますか、甲方というんですか、それが入坑する直前には、検定はしてゐなかつたということはお明らかでございます。

○政府委員(川原英之君) それはそのとおりでございます。

○細木享弘君 閣下。日炭高松の災害は、その災害の員数からいへば三池の問題と比べものになりませんが、けれども、しかし、われわれしるうとて聞いておりました、撤収作業中の採炭で、まあ相当くを使つて採炭をやつ

ておった。しかも、撤収作業中であつて保安が十分な注意を行なわれていなかったんじゃないかというふうな、いろいろな疑点があると思うのです。いろいろの質疑応答を通じて聞いていますと、役所側のほうの調査もまだ不十分、なお原因もまだおそろく阿部委員が言われるようにわからぬだろうと思ひますが、「調査中」とございませう。いまの質疑応答の過程におきまして疑問になりました点等、十分保安局等でお調べいただきまして、再度これについてもう少し説明なり資料をいただいて、御質疑なり審議をしていただくことにしたいかがでしょうか。

○阿部竹松君 剣木さんのお話は、それでよろしい。私は今までわかつたことお尋ねします。

保安炭柱を残して採炭をやる場合は、あなたのほうで許可しておるはずだ。どこからどこまで何メートル、何尺幅で採炭をやるかということ、本省はわかつておるかどうかはわからぬけれども、福岡通産局なり福岡監督局で許可しておる。それを、調べてみなければならぬということはないはずだ。すでに作業が始まるに許可しておるわけだから、爆発するしないは別問題として、それが調査しないといふからぬということになると、許可を得ないで採掘をやつておつたことになる。しかし、おそろく九州でよくある斤先掘りとかタヌキ掘りではなくて、日炭高松というのは大手十八社の中に含まれる炭鉱ですから、そういうことはやつておらぬと思う。そうすると、少なくとも明確にわかつておるはずだ。そこで新しい切り羽をつくつて採掘をする場合は、上のほうから掘つていく。上のほうから掘つていって、だんだん下のほうにいくために、坑道維持をする必要があるの、保安炭柱を残しておるわけです。撤収の場合は逆に戻ってくる。底のほうから掘つていく。それを一つ一つあなたのほうで許可しておる。これはもう通産省の石炭局長の言う、あるいはこれは撤収だなどというのではたつためにはなほだし。これはそんなもの、常識も何も、私は初めて聞いたんですが、そういうばかげたことはあり得ない。ですから、許可して、その扇風機をつけること、あるいはどのくらい石炭を掘ることから、進行日程までちゃんとしまつておるわけですよ。いきなりどんな筋合いのものではない。そこらあたりが一つもわからぬということについては、了承できません。そこらあたりが一つもわからぬということについては、これは了承できません。そのくらいのことわからぬというふうなことはないはずだ。

まあ剣木先生のおっしゃつたように、初めもう現地で働いておつた人がなくなつたから、まあ電気のパワーとか何か火花が散つてやつたか、その原因はあとでもよろしいんですけれども、しかし、いま起きた原因はまのあたりわかるわけですから、そこらあたりは明確にお示し願ふねと、われわれは討議の素材がない。

○政府委員(新井眞一君) 確かに通産大臣の承認事項でございしますが、その承認する範囲は、作業の種類、それから従事させようとする期間、その他のことを定めてやつておるわけですから、先ほど申しましたように、現場でいろいろ実態を見ながら承認をやつ

てまいりますので、当然先生のおっしゃいますような細部についてそれを見きわめた上で承認をやつておるわけでございますが、現場の仕事でございしますから、通産局長に権限を委任いたしましたして、通産局長のほうでは、おそろく現場の支局とか、そこにはちゃんと帳簿もあると思ひます。それまで、まだ私どももこまかい点までつかんでおりません。いまのお示しの点は十分つかみまして、明快な御答弁のできますようにいたしたいと思ひます。さような事情でございしますので、御了承いただきたいと思ひます。

○阿部竹松君 爆発してから一週間にまなつて、この前三井で四百五十名と三百名近い重症患者が出たときに、こういうことが起こらぬように努力しますと。まあ努力したでしよう。しかし、一週間もたつて、初めの犠牲者が出て、ここで聞かれたからということ——きのう起きたんじゃないんです。一週間も前に起きたのがわからぬなどというところは、これはちよつと、もの足らぬとは言ひませんけれども、もう少しお調べになつて報告するの、あなたがたの責務と義務じゃないですか。

それから、もう一つ、たとえば、この保安の確保維持のために通産当局、保安監督部では許可しているはずなんです。ここは何インチの風管が必要ですよ、ビニールの風管でよろしゅうございしますよ、風管は要りませんよ、あるいはここは何馬力だ、一分間にとにかく何立方メートルの排気なり入気なりやらないと、指示しているわけですから、しかし、これは局部扇風機であつて、作業開始と同時に扇風機が動くこ

とになつてゐるのか、それとも、平素扇風機を作業中止中といへども動かさなければならぬことになつてゐるんですか。

○政府委員(川原英之君) ただいま阿部先生から御指摘のございました問題につきましまして、この風管の全体の高松炭鉱に対しまして監督につきましましては、これまでたびたび、そういう通気の問題及び炭じんの問題につきましましての指示、警告を幾たびか発しております。ただ、その当該箇所につきましましての風管の延長ということにつきまして、当該箇所についての指示ではなくて、全体的に二坑についての通気をよくし、かつ坑道の拡張を、通気をよくするようという意味の通達を二月に出しております。で、この実施方について保安部長その他に幾たびか警告をいたしておつた次第であります。ただ、それにもかかわりませず、こういう事態が起りましたことにつきまして、きわめて遺憾に存じておるわけでございます。

○阿具根登君 剣木委員の発言もありましたので、質問をあまり長くないことにいたしますが、石炭局長にお尋ねしますが、この高松炭鉱の二坑は四百四十名まだ労働者がおるんですか。この四百四十名は全部組夫ですか、どうなつてゐますか。

○政府委員(新井眞一君) 高松炭鉱のほうは、現在三千八百三十七名の常用労働者を持っております。いま問題になつております二坑のほうは、請負夫で全部やつておるということでありまして、

を出しておると、こうなんです。どうですか。たつたこのくらいの資料ですけれども、四百四十名の労働者がおる。二坑は全部これは組夫だ。月産五千トンです。月産五千トンといへば、日産二百トンです。これが採炭をやつておるのは組夫で、撤収したからだなんて、そんなこととて通りますか。一日に二百トンといつたら、中小炭鉱でもよかとございませう。月五千トンですよ。これは撤収のためだけの残炭整理じゃないのですよ、この場合は、大会社と同じですよ。それは寿命は少ないでしよう。だから、撤収作業とは言われるけれども、撤収撤収する炭坑に組夫を四百四十名入れて月産五千トン出しておいて、そうして調査団の意思に反しませんが言われるのがわからぬ、私は、そういつたらみな組夫でやりますよ。これが組夫でやられたらどうですか。あなた方は、こういう事故が起るたびにいやな思ひをされるし、私らももっともとはかの質問もうんとしたいのですけれども、こういう問題は質問しなければならぬのですけれども、あまりにも見えすいたあなたたちの答弁じゃないですか。立場はわかりますよ。しかし、人命というものの対しては、なぞもつと会社が悪いなら悪いとおっしゃらないのですか。なぜそうしなければできないならできないとおっしゃらないのですか。こうしなければ人間が集まらぬということなんですか。人がいないということなんですか。だから、組夫でやられておるといふのが現実でしよう。だから、もっと率直に話をしてもらわぬと、ただここでは儀礼的にお答

え願つたと、儀礼的にここで審議をし

た、こういうものじゃないのです。月産五千トン出しておるといふなら、りっぱな炭鉱です。それを組夫がやられるというなら、私たちは、それじゃ合理化をあれだけ推進してもらった意味がどこにありますか。こういうのを許可されるのがわからないのです。人が足りないからやむなくこれでやっているのだ、寿命が少ないから——それならそれのようにはっきりおっしゃれば私はいいと思うのです。

ただ、撤収炭坑だからこれは組夫でいいのだというなら、私は一等最初に申し上げましたように、これは二年後石炭がないから、三年後ないのだ、四年後どうなるかわからぬからというなら、組夫に全部やらせればいいのです。だから、ただ残炭整理で、まあたまたま何十トンか何百トンかのものを何か月か何日間で片づけたという問題じゃないのです。これは、月五千トン出ているでしょう。どうなんです。

○政府委員(新井眞一君) お話のように、月約五千トン、四千七百トンかの生産をいたしておりますが、これも実際にいままでの坑道をだんだん下がつてまいります際に、残っている柱を撤収しながら掘れる炭を掘っていくという形でございます。なるほど、数量から申しますと、こういう場合の承認を与えるに於いて疑問の点もあろうかと思ひますが、通産局長のほうで承認をいたしておることは事実でございます。その際の考え方としては、先ほども申しましたような考え方でやっていると思ひますけれど、現実それでいいかどうかという問題は、また別途あるうかと思ひます。また、いまお示のように、非常に常用労働者が足りない

という関係上、請負を使わざるを得ないという事情もあろうかと思ひますが、本件がそうであるかどうか、こういう点をもう少し私どももしさいに速急に取調べをいたしたい。なお、今後請負夫の使用等につきましましては、そういう事情をにらみ合わせまして処理をいたしたい、こう考えております。

○阿部竹松君 石炭局長のおっしゃる鉄柱とか金ワタとか、軌道じゃないわけです、これは。一のぼりから五のぼりまであって、いま三と五の間を始めたというのですが、主要坑道を何百メートルか何千メートルか掘さくして、それを主要坑道に使うときに、その付近に炭層があれば、右、左何十メートルか何百メートル残しておくわけですか。これは撤収じゃないわけですか。主要坑道をあれするとき、あなたのほうの許可を得て、それを下のほうから取ってきて、まだあるはずなんです。これは必ずあなたのほうで許可しなければ掘られぬ、主要坑道を維持するために、それをやっておるわけですが、現実に採炭として、だから、これは撤収じゃないわけですか。全然違う。それも阿具根委員のおっしゃったとおりですが、あなたのほうに問題にならぬ、特に高松炭鉱というのは、三池が去年のあの

大災害が起きたのです。これは災害です、日本一の。しかし、高松炭鉱というのも、御承知のとおり、日本有数の重傷の犠牲者が出た炭鉱です。この表で見ると、副保安管理者が坑内へ入って、一酸化炭素だらうと思うのですが、やられた。中毒というだけですから、一酸化炭素だらうと思うのです

が、やられた。こういうことで、それから、いかに保安については不熱心であり無防備であつたかということが、この一事をもつてもわかるのですが、そこでお尋ねすることは、この箇所は入気であつたか排気であつたか、あるいは入排気であつたか、どちらに近かつたか、こういうことをお尋ねいたします。

○政府委員(川原英之君) 入気と排気の間の箇所であつたと思ひます。

○阿部竹松君 それは保安局長さん、入気と排気の間というのではないわけですか。それはないわけですが、そういうことは、どちらに近かつたかということであればあれですが、入気と排気どちらでもないということだつたら、全然風が通らぬわけですか。そういうことはない。

○政府委員(川原英之君) 風管によりまして入気いたしました、坑道に排気をするお申し込みですが、具体的な箇所の箇所につきましては、説明員から御説明をさせていただきますと思ひます。

○阿部竹松君 説明員でもけっこうですが、それ、ちょっと局長、風管、ビニールの管のことでしょうか、五馬力のモーターで、扇風機というの風を押し込むわけじゃないので、吸うわけでしょう、ガスがたまつたら困るから。それで空気の流通をはかっているわけでしょう。そこらあたりがよくわからぬわけですから、わかればいいわけですから、説明員の方でけっこうです。

○説明員(佐伯博蔵君) お答えいたします。先ほどからお話ございましたように、この採炭をいたしております箇所は、主要の水平坑道の排気坑道と

入気坑道の間に残っており、保安炭柱を採掘しておつたところでございます。その保安炭柱、水平の主要入気坑道と主要排気坑道の間の約六、七十メートルございまして、その保安炭柱を採掘いたしておつたところでございます。入気と排気と、通気的に申しますと、その入気坑道とその排気坑道のちやうど間のところでございまして、その間のところは風管通気によつて補つておつたわけでございます。

○阿部竹松君 平素どのくらいガス量があつたのですか。あるいは温度、シホ等、平素毎日かはつていたのでしょうか。平素はどのくらいあつたのでしょうか。

○説明員(佐伯博蔵君) 平素は、保安日誌によりまして、○・二ないし○・四、四割ぐらいのガスがあつたようでございます。それらの詳細につきましては、目下保安日誌の押収その他によつて、現在現地のほうで調査中でございます。

○阿部竹松君 ただそこで、説明員の方、お名前何とおっしゃられるかわかりませんが、ガス突出等があつて、突然ガスが出てくることがある。平素○・五とか、あるいは○・三、四等であつても、これは急にガスがふえることがある。しかし、これから撤収せんとする坑道等においては、急激にガスがふえるというところは絶対あり得ないわけですか、と私は判断する。そうすると、これはふしぎでなぬ。どこかにガスが充満した箇所があるに違ひない。それが流れるか、火がつくか、その辺、原因がばくは明々白々になると思ふ。新鉱を開発する場合には、きのうまで

だいじょうぶであつて、きょう急にガスが突然出てくる。三時間前何ともななくても、四時間後に三割ガスが出たということがある得るけれども、どうもそういうことを考えてみると、あなたのお話はちよつと理解できない。○・二なんて、全く少量なガスです。もうなきにひとしい。

○説明員(佐伯博蔵君) 先生おっしゃられますように、この採炭箇所は主要排気坑道と主要入気坑道の間の保安炭柱でございますので、通常の常識からいたしますと、急にガスがうんと出てくるということとはほとんど考えられないのではなからうかと考えます。しかし、現実にガス爆発が起こつたわけでございますので、先ほど局長がお答え申し上げましたように、もう一回通気を、扇風機をとめまして、どの程度ガスがたまるかということを目下やります。調査をやっている次第でございます。

○阿部竹松君 充満したガスが爆発すれば、もうガスがなくなるのです。もう一べんとあつても、もう爆発以前の姿を求めるといふことは不可能です。それは私よりあなたのほうが知っているはずですが、それはばくはとうてい不可能だと思ふ。しかし、この件はわれわれの常識をもつて判断できない。おそらく結論は出ないでしょう。

しかし、それはそれとして、私は将来のために特に皆さん方に現地の嚴重に取り締めていたいただきたいのですが、それで、調査中のことはあとでお尋ねするとして、通商産業大臣の福田さんにお尋ねしたいわけですが、これは二度か三度、二、三年の間に労働省基準局長から御注文があつた、法の定

めに従って御注意を受けているわけですが、これに対して福田さんの御見解はいかがですか。とにかく特にこの日炭高松炭鉱というところは、大臣も御承知だと思われたいと思いますが、さいぜん私が申し上げましたとおり、有数の災害炭鉱です。こういうところは厳に取り締まっていたかなければならない。そこで、私たちはいかに保安局長を責め立てても、これはいつも災害の起きたあとの祭りですから、今度は大臣に、特にいままで以上厳に人命の尊重さから考えて取り締まっていたかなければならないと思うわけですが、労働省から来た書類に対する御見解はいかがですか。

○国務大臣(福田一君) 労働省から参った書類というのは、この間の、保安監督をする場合、労働省の監督官がしたいという場合にはそれを認めて一緒にやる、こういう意味の書類でございすか。もしそうであるといいたすれば、これは今後そのように措置をいたしまして、いずれにいたしまして、労働省からそういう注意がありまして、したときには、もちろん下のほうにいろいろいいますか、現場監督官のほうにいろいろそういう事情も、こういうこともあったので特に注意をするようにという監督もいたしておりますし、また、今度の事件がございましたのを契機に、一そうわれわれとしては保安の重要性を認識いたしまして、鉱山保安に一そう格段の努力を傾けたいと思う次第であります。

○阿部竹松君 さいぜん御木委員の議事進行についての御発言もありましたので、私はこれでやめますが、特にこの際申し上げておきたいのは、保安法の改正法が出ますから、そのときまでに保安局、石炭局、十分お調べになつて、ひとついま調査中の案件を、将来の万全を期するために十分調査なさつて、ここで報告していただきたいと思ひます。

最後に、一つお願いすることは、当時の保安日誌ですね、温度とか、あるいはガスとか作業人員とか、あるいは能力とか、あるいは現場の状況、簡単にいってこうです、お示しを願ひたいという固苦しいものでなくて、こうです、ひとつことでお示し願ひたいという質問を終わります。

○政府委員(川原英之君) ただいま阿部委員より御指摘並びに御要求がございましたこと等につきまして、現在現地におきまして、先ほど来申し上げましたように、保安日誌を御取扱いいたしますと同時に、具体的なそれぞれの個所についての調査を鋭意行なつておりますので、この調査をまことに御趣旨に沿うようにしてまいりたいと思ひます。

○委員(岸田幸雄君) 別に御質疑もなければ、高松炭鉱ガス爆発の件は、本日はこの程度にとどめます。

○委員(岸田幸雄君) 次に、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、本日は、まずその補足説明を聴取いたします。新井石炭局長。

○政府委員(新井眞一君) 先般、大臣から大まかに御話をいただいたわけですが、改正法案の内容は、鉱害賠償基金の政府出資金、現在三億円でございすが、これを三十九年度に一億円増額をいたしまして四億円といたします。政府出資の追加に関する規定を設けようとするものでございす。

同基金は、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法に基づきまして、昨三十八年七月一日に設立されました。その業務は、第一に、鉱業権者が石炭掘採に伴う将来発生鉱害の賠償を担保するため積み立て金を管理することと、第二に、財政資金及び積み立て金を原資といたしまして、石炭鉱業権者の鉱害賠償金を融資することと、第三に、融資条件は、二年以内の据え置き期間を含めまして、五年以内の返還、貸し付け率は六割以内、金利は六分五厘でございす。同基金は、理事長、天日光一さん一名、理事二名、監事一名のものと、事務部長及び参事並びに四課、九州に支部を設けまして上記業務を行なつておるものでございす。

三十九年度におきまして、鉱業権者が負担いたします賠償所要額は、おおむね三十四億六千万円と見込んでおりますが、このうち、十億六千万円は、鉱業権者が、臨時法に基づきまして、鉱害復旧のために必要な納付金として、鉱害復旧事業団に納めるものであります。残額二十四億円は、毎年賠償等の金銭賠償等に充てるため必要な金額でございす。上記十億六千万円は、国の補助金十億七千万円、県の補助金一億九千万円を加えて、二十三億円の有力鉱害復旧を行なう予定でございす。

○阿具根登君 あなた、一人でそんなにべらべら説かれたんでは、こつちにはちつともわからない。われわれにそれが配られていないんですから。

○政府委員(新井眞一君) 失礼いたしました。まだできておりませんので、お許しをいたしましてもう一度申し上げますと、いま言いましたように、昨年の七月一日に御承知のように、一億円でございまして、これに対し、一億入れまして、四億でこの運営をはかりたいというところから一億の出資をお願いいたしたものでございすが、法律に「三億」とございすので、一億の増資をお願いいたします関係上、一部改正をお願いするわけでございす。

○阿具根登君 これはこの法律を見てみればわかるのです。そのほかのこと、それをどうするのだ、来年はどうだというふうなものが私たちは知りたのです。

○政府委員(新井眞一君) 来年度、臨時復旧法によりましてやりますものが、おおむね三十億でございす。これは御承知のように、国の補助金、それから地方の負担金、それと鉱業権者のお金で復旧をやるわけでございすが、その中で権者の負担いたします部分が、どのくらいかと申しますと、毎年賠償法のほかに、御承知のように、毎年賠償というものがございすので、それを全部入れますと、約三十四億六千万円になるわけでございす。その三十四億六千万円というお金が、鉱業権者といましては要るわけでございすけれども、そのうちで、二十四億ばかりは、あるいは整理交付金の対象と、そのほか自己調達をやるという見込みでございすので、あとの十億につきまして、何とか基金のほうで融資をしてやろうというところでございす。その十億をいたしたすために、現在三億出資をいたしておりますけれども、御承知のように、これは長期の融資でございすので、現在貸し付けの財源としてはございせん。したがいましをいたしてございまして、それと、積み立て金と申しまして、石炭を掘つていく場合に、将来このぐらいの鉱害が起るだろう、そのためには毎年このぐらいは積み立てなさいというものを、通産局長のほうでこまかい認定をいたしました結果、トン当たり幾らというものを積み立てておりますけれども、その積み立て金のお金がおおむね五億円だと計算をいたしております。しかし、その中で取り戻しといひますか、すぐに出す金もありまうので、この積み立て金のうちの四億というものが

を当て込んでおります。そういったし
すと、この四億、それといまの財政投
融資の五億、今回お願いいたします一
億の出資金によりまして、十億の原資
をととのえることができるわけでござ
います。それによりまして、先ほど
申し上げました鉄業権者の負担いたし
ます賠償のお金の要り方の十億をまか
なつていきたいというふうに考えてお
るわけでございます。なお、この一億の
出資をいただきますと、これを運用い
たしますと六分五厘ぐらいで運用でき
るかと思いますが、これによりまして
基金の運営経費にも充てたいというこ
とでございまして、よろしく御審議
をいただきます。

○阿具根登君 簡単に数字のところだ
けちょっと質問しますが、そうする
と、三億の出資金は、これはもう全部
全額貸し付けてあるわけですね。これ
はまだ一銭も返ってこない、だから
十億追加するのだ、こういうことにな
るわけですね。

○阿具根登君 そうすると、来年度に
三十四億円の賠償負担額があるという
ことですね。これが自己資金でまかな
い切れないので、二十四億が自己資金
でまかなえるから、あと十億足らな
い、こういうことですね。しかも、こ
の足りないうちの半分の五億は財政投
融資でまかなつてやる、みてやる。さ
らに、積み立て金は五億だけれども、
一億は返さなければいけません、その
一億を今度は政府出資で貸してやる。
そうすると、積み立て金というのは、
まあトン当たり幾らになつております
か教えてもらいますが、これは鉄害賠
償のための積み立て金でしよう、この
五億というやつは、鉄害賠償に対する
積み立て金としてトン当たり幾らとい
うことをきめられて、それを業者に積
み立てさせておるものかと思ふんです
ね。そうすると、この法律そのものの
考え方が、三十四億もの鉄害賠償の負
担額があると、そのうちの二十四億は
何かの形でいろいろまあくめんして自
己資金でつくりますと、こういうこと
なんですね。足りない場合は積み立て
金からこれを支払うということになつ
ておるとすれば、積み立て金の額があ
まり少ないのじゃないか。これは今日
炭鉱が置かれておる状態は私ども一番
よく知つておりますが、まあ政府に対
して金出せ金出せということをはくら
言つておりますが、炭鉱の経営者ぐら
いあたたい政府の支持を受けておる
ものはないと思ふんです。鉄害が起こ
れば鉄害で、こういうふうに財政投融
資のほかに、積み立て金のほかにまた
金を出してやる、もうかつたときは一
体どうであつたか。ところが、実際問
題としては、鉄害を受けた被害者とい

うものはみじめなものです。それで、
そのみじめな被害者を少しでも助けた
いというところで、まあこういう政策を
ちびちびと出してカバーしてございま
す。今後合理化も進んでいきましよう
が、私の考えでは、現在いい炭鉱では
能率が五十トンから三十七トンに平
均でも三十六トンから三十七トンに
落ちた。人は十二万を切つてきた、私
はこういう状態が正常な状態でない
と見ております。合理化が進んで、機
械化をそれだけやつて、人間の労働強
化もやらずに、そして五十トンなり三
十八トンなりの能率があつておるの
なうでなくて、合理化に押しまされ
て、政府のエネルギー政策の悪いと
ころから、油に押しまされて、そして
生きるためにやむを得ずという高能
率の政策をとつておると思ふんです。
そうすると、先ほど問題になつてお
りました、災害も起こつてくるが、私
は、鉄害はもっともつとふえてくる
と思ふんです。ということ、こま
ま追ひ込められておるから、おそろ
く鉄害の起こらないような万全の処
置を講じていくことはできず、鉄害
の起こつたときは起こつたあとに、こ
とだということ、私は能率をぐんぐ
んあげておると思ふんです。こま
ま業者も追ひ込まれておると思ふん
です。労働者もそこまで追ひ込ま
れておる。そういうことから考える
ならば、積み立て金も五億なんとい
うこと、来年度だけでも三十四億
要るんでは、そのあととつと要る
ということは、これはもう考えな
きやならぬ。それなら鉄害賠償の
積み立て金をもう少し考へるべき
じゃないか、こう

いうふうに考へるんですが、将来の
見通しです。来年度は三十四億と
おっしゃる、私は、これを上回つても、
下回りはしないと思ふ。そうすると、
次の年ももっと多くなる。いまの能
率の問題といふものは、保安問題か
ら鉄害賠償——私は今日の状態で
ないと思ふんです。だから、さうい
う点についてどう考へておられ
るか。去年は去年だけのことを考
へて三億の金を出してやつたんだ、こ
れはことしだけのことを考へて一億
追加してくれ、来年鉄害が起こつた
ら頼みますよと、こういう考へなの
か、どうか、それをお尋ねしてお
きたいと思ひます。

○政府委員(新井眞一君) 御承知の
ように、鉄害の中に無資力と有資力
がございまして、有資力の鉄害復旧
の場合に、鉄業権者に約半分ぐら
いの納付金を納めまして鉄害復旧
をやつておる。これは御承知のと
おりであります。その納付金を、い
ざ鉄害復旧だ、さあ出しなさいとい
ふ場合に、その準備ができてないだ
らうということから、今後の問題と
いたしまして、積み立て金——これ
はおおむねトン当たり十七円ぐら
いでございまして、出さしております。
ただし、この積み立て金の額と申し
ますのは、鉄害復旧の場合のパー
セントを申しますと、おおむね四分
の一でございます。したがって、さ
あ納付金だとなつた場合には、この
四分の一は、いままで積み立てて
おる金を取り出すにせよ、そのあと
の四分の一については、基金から
金を借りてやつてゆくというふう
なことで、復旧の段階になれば金
の準備ができて、という仕組みを
今後について

やつてまいらうと考へておるわけ
であります。ただし、いままでかなり
鉄害もございまして、御承知のよう
に、戦時中のやつは特別鉄害とい
ふことで、これは一応処理を終わ
つておりますけれども、さういふ
現在の果積鉄害といふものは相当
ございまして、したがって、先ほど
申し上げましたように、今後の処理
については、さういふ仕組みで何
とかやつていけるというふうに考
へております。

それから、さらに、一体その鉄害に
ついて、どのような長期の見通しな
り何なり持つておるかという点で
ございまして、現状三十八年度の
果積鉄害量といつたしましては、
おおむね三百五億ぐらゐあるもの
と推計をいたしております。その後
四十六年までのくらゐ出てくるか
という点も一応想定をいたして
おるわけでございまして、年間約
二十億程度のものが出てくるだ
らうというふうに考へております。
さういふ点と、それから、出まし
た鉄害の中で、不安定なものでござ
いまして、まだ安定した鉄害になつ
ておらない点もございまして、ま
だ安定した鉄害になつておらない
点もございまして、私ども昭和四
十六年までに処理をしなければなら
ない、復旧をしなければならぬと考
へております。鉄害量は、おおむ
ね百七十五億でございます。この百
七十五億の処理を、来年度三十億
程度、それから四十年、四十一年
にかけまして、おおむねそのペース
で進めてまいりたいと思ひます。
そのあとはやや二十億程度に下
げていく、さういふことで四十六
年までに百十五億の処理を終わ
りたいと思ひます。できるだけこ
の三十九年、四十年、四十一年ぐ
らゐに果積したものをくずしてま
いりた

○阿具根登君 そうすると、財政投融
資が五億、積み立て金が五億。自己資
金というのは積み立て金だけですか。
○政府委員(新井眞一君) いま申し上
げましたように、積み立て金額五億
のうち、一億だけは取り戻しと申し
まして、すぐに出てまいりますので、し
たがって、積み立て金四億と考へま
すが、積み立て金四億と、それに財政
融資の五億と、それから今回新しく
まお願ひしてあります一億と、この
十億で三十九年度をまかなつてまい
りた、こういうことでございます。

○阿具根登君 そうすると、来年度に
三十四億円の賠償負担額があるという
ことですね。これが自己資金でまかな
い切れないので、二十四億が自己資金
でまかなえるから、あと十億足らな
い、こういうことですね。しかも、こ
の足りないうちの半分の五億は財政投
融資でまかなつてやる、みてやる。さ
らに、積み立て金は五億だけれども、
一億は返さなければいけません、その
一億を今度は政府出資で貸してやる。
そうすると、積み立て金というのは、
まあトン当たり幾らになつております
か教えてもらいますが、これは鉄害賠
償のための積み立て金でしよう、この
五億というやつは、鉄害賠償に対する
積み立て金としてトン当たり幾らとい
うことをきめられて、それを業者に積
み立てさせておるものかと思ふんです
ね。そうすると、この法律そのものの
考え方が、三十四億もの鉄害賠償の負
担額があると、そのうちの二十四億は
何かの形でいろいろまあくめんして自
己資金でつくりますと、こういうこと
なんですね。足りない場合は積み立て
金からこれを支払うということになつ
ておるとすれば、積み立て金の額があ
まり少ないのじゃないか。これは今日
炭鉱が置かれておる状態は私ども一番
よく知つておりますが、まあ政府に対
して金出せ金出せということをはくら
言つておりますが、炭鉱の経営者ぐら
いあたたい政府の支持を受けておる
ものはないと思ふんです。鉄害が起こ
れば鉄害で、こういうふうに財政投融
資のほかに、積み立て金のほかにまた
金を出してやる、もうかつたときは一
体どうであつたか。ところが、実際問
題としては、鉄害を受けた被害者とい

うものはみじめなものです。それで、
そのみじめな被害者を少しでも助けた
いというところで、まあこういう政策を
ちびちびと出してカバーしてございま
す。今後合理化も進んでいきましよう
が、私の考えでは、現在いい炭鉱では
能率が五十トンから三十七トンに平
均でも三十六トンから三十七トンに
落ちた。人は十二万を切つてきた、私
はこういう状態が正常な状態でない
と見ております。合理化が進んで、機
械化をそれだけやつて、人間の労働強
化もやらずに、そして五十トンなり三
十八トンなりの能率があつておるの
なうでなくて、合理化に押しまされ
て、政府のエネルギー政策の悪いと
ころから、油に押しまされて、そして
生きるためにやむを得ずという高能
率の政策をとつておると思ふんです。
そうすると、先ほど問題になつてお
りました、災害も起こつてくるが、私
は、鉄害はもっともつとふえてくる
と思ふんです。ということ、こま
ま追ひ込められておるから、おそろ
く鉄害の起こらないような万全の処
置を講じていくことはできず、鉄害
の起こつたときは起こつたあとに、こ
とだということ、私は能率をぐんぐ
んあげておると思ふんです。こま
ま業者も追ひ込まれておると思ふん
です。労働者もそこまで追ひ込ま
れておる。そういうことから考える
ならば、積み立て金も五億なんとい
うこと、来年度だけでも三十四億
要るんでは、そのあととつと要る
ということは、これはもう考えな
きやならぬ。それなら鉄害賠償の
積み立て金をもう少し考へるべき
じゃないか、こう

いうふうに考へるんですが、将来の
見通しです。来年度は三十四億と
おっしゃる、私は、これを上回つても、
下回りはしないと思ふ。そうすると、
次の年ももっと多くなる。いまの能
率の問題といふものは、保安問題か
ら鉄害賠償——私は今日の状態で
ないと思ふんです。だから、さうい
う点についてどう考へておられ
るか。去年は去年だけのことを考
へて三億の金を出してやつたんだ、こ
れはことしだけのことを考へて一億
追加してくれ、来年鉄害が起こつた
ら頼みますよと、こういう考へなの
か、どうか、それをお尋ねしてお
きたいと思ひます。

○政府委員(新井眞一君) 御承知の
ように、鉄害の中に無資力と有資力
がございまして、有資力の鉄害復旧
の場合に、鉄業権者に約半分ぐら
いの納付金を納めまして鉄害復旧
をやつておる。これは御承知のと
おりであります。その納付金を、い
ざ鉄害復旧だ、さあ出しなさいとい
ふ場合に、その準備ができてないだ
らうということから、今後の問題と
いたしまして、積み立て金——これ
はおおむねトン当たり十七円ぐら
いでございまして、出さしております。
ただし、この積み立て金の額と申し
ますのは、鉄害復旧の場合のパー
セントを申しますと、おおむね四分
の一でございます。したがって、さ
あ納付金だとなつた場合には、この
四分の一は、いままで積み立てて
おる金を取り出すにせよ、そのあと
の四分の一については、基金から
金を借りてやつてゆくというふう
なことで、復旧の段階になれば金
の準備ができて、という仕組みを
今後について

い、こういうことで考えているわけでございます。

○阿貝根登君 鉱害は、御承知のように、掘ってすぐ鉱害があらわれることはまずないのですね。そうすると、掘ったあと数年たって鉱害がどんどん出てくるわけなんですね。そうしますと、いま合理化でどんどん進んでいっているのですが、いわゆるもう閉山してしまつた炭鉱、責任者が不明の炭鉱、無資力の炭鉱等は、これは政府が責任を持ってやらにやいかぬのですか、これはそのうちに含まれておりますか含まれてないか、これはどういふふうな措置をお考えになつてゐるか。

○政府委員(新井眞一君) それも百七十五億の鉱害が出るだろうといつております中には、当然含まれてゐるわけでございます。

○阿貝根登君 そうすると、来年の三十四億の中には、それはどのくらい含まれてゐるのですか。

○政府委員(新井眞一君) 先生の御質問は、閉山をしたものがこのうちどのくらいの分野を占めるかと、こういうことでございますか。

○阿貝根登君 そうじゃなくて、もうすでにこの責任者の所在が不明であるとか、この賠償に應じられないというところが相当出ていると思うのです。これは政府の責任でやらにやいかぬのだが、三十四億の中にこれは含まれていけばどのくらいか、こういうことです。

○政府委員(新井眞一君) 先ほど申しましたように、これは無権者鉱害と申しますか、無資力鉱害でございますが、三十九年度七億考えております。三十九年度、先ほど臨鉱法復旧は約三

十億と申しておりますが、その三十億の中で、二十三億が有資力、七億が無資力というふうに考えております。先ほど申しました三十四億と申しますのは、鉱業権者が毎年賠償、あるいは打ち切り賠償、あるいは臨鉱のための納付金、こういうものを含めたのが三十四億だ、こういつておるわけでございまして、臨時石炭鉱害復旧法に基づく復旧総経費は来年度三十億、そのうち二十三億が有資力、七億が無資力ということでございます。

○阿貝根登君 まあこの法律案の趣旨から考えれば、三億が四億になり、一日も早く鉱害賠償の責任を果たしたいということ、一日も早くこれが審議を済ましたいと思うんですが、何せこれは三十一日に衆議院からきたばかりでございますので、私たちも準備がございしますので、きょうはこのくらいにして質問をやめたいと思ひます。

○委員長(岸田幸雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岸田幸雄君) それでは速記を始め。

他に御発言もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十日)

一、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和三十九年四月十四日印刷

昭和三十九年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局